

各 位

藤枝市契約検査課長

小規模修繕等参加登録制度への登録について

日頃より、本市公共施設の修繕等にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、本市では入札参加資格を有しない事業者の皆さまに受注機会を提供するため、平成30年度から「小規模修繕等参加登録制度」を実施しております。

本制度は市が発注する施工が容易かつ履行が軽易な50万円以下の修繕、工事を希望する事業者の皆さまにご登録をいただくものです。

既に本制度にご登録していただいている方については、令和6年3月31日をもちまして登録が失効します。今後、本市公共施設の小規模修繕等を請負う場合は、新たに登録が必要となりますので、同封の書類を記入し、必要書類（証明書等）を整えた上で、定期更新受付期間内にご提出ください。また、今まで登録をされていない方についても、新規登録を受け付けますので申請をお願いいたします。登録後の有効期限は、令和10年3月31日となります。今後の発注に関しても、今までどおり本制度に登録している事業者や入札参加資格を有する事業者を優先的に指名等させていただきます。つきましては、今後も小規模修繕等に参加を希望する事業者の皆さまは、本制度に登録いただくようお願いいたします。なお、登録に必要な書類等詳細については、下記の場所よりご確認願います。

【定期更新受付期間】 令和6年2月9日(金)～令和6年3月8日(金) ※締切日厳守

【提出書類】 1. 小規模修繕等参加登録申請書※1

(※1 希望登録業種の欄が足りない場合は、内容を満たした様式を作成し添付して下さい。)

2. 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿

3. 法人は「商業登記簿謄本」、個人は「代表者の身分証明書※2」

※2「身分証明書」は本籍地の市町村役場で申請可能

4. 市税等の「完納証明書※3」

※3 藤枝市役所西館26番窓口で申請可能

5. 資格、許可等を必要とする業種については、その写し

6. その他市長が必要と認めるもの

【提出方法】 持参（藤枝市役所 西館3階 契約検査課）

【藤枝市ホームページ掲載場所】

（藤枝市ホーム → 産業・ビジネス → 建設工事・建設関連業務委託 → 小規模修繕等参加登録制度）

担当：藤枝市契約検査課 契約係 電話：054-643-3249